（削る）

ハ　前号に該当する事業主であつて、両立支援計画の対象となる労働者が期間の定めのない労働契約を締結しているもの（このハの規定による支給を受けたものを除く。）　二十万円

ニ　前号に該当する事業主であつて、両立支援計画の対象となる労働者が期間の定めのある労働契約を締結しているもの（このニの規定による支給を受けたものを除く。）　二十万円

10　中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主

イ　都道府県労働局長に対して、ロの雇入れ、ロに係る事業所において雇用する障害者である労働者に係る雇用管理の方法及び当該事業所の所在する地域における障害者の雇用の促進に資する取組等に関する計画を作成し、当該計画が障害者の安定した雇用の確保のために適当であると認められる事業主であること。

ロ　次のいずれかに該当する障害者（以下この項において「重度障害者等」という。）である求職者を継続して雇用する労働者（障害者雇用促進法第四十三条第三項に規定する短時間労働者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。(3)において同じ。）である者を除く。）を除く。）として五人以上雇い入れ、かつ、適当な雇用を継続することができると認められる事業所であつて、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備（以下この項において「事業施設等」という。）の設置（賃借による設置を除く。以下この項において同じ。）又は整備（重度障害者等の雇用に適当であると認められる設置又は整備であつて、その購入に要した費用が千五百万円以上であるものに限る。以下この項において同じ。）が行われる事業所（当該雇入れ後において雇用している重度障害者等である労働者の数が十人以上であり、かつ、当該重度障害者等である労働者の数の雇用している全ての労働者の数のうちに占める割合が十分の二以上である事業所に限る。）を新たに設立する事業主であること。

(1)　重度身体障害者

(2)　知的障害者

(3)　精神障害者

ハ　その常時雇用する障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働者の数が三百人以下である事業主であること。

ニ　次のいずれかに該当する事業主以外の事業主であること。

(1)　特例子会社の事業主

(2)　障害者雇用促進法第四十五条第一項の認定に係る同項に規定する関係会社の事業主

(3)　障害者雇用促進法第四十五条の二第一項の認定に係る同項に規定する関係子会社の事業主

(4)　障害者雇用促進法第四十五条の三第一項の認定に係る同項に規定する特定事業主

ホ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて当該雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。